

伊勢崎市
循環型社会形成推進地域計画

令和5年3月

伊勢崎市

目 次

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1) 対象地域	1
(2) 計画期間	2
(3) 基本的な方向	2
(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況	2
(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容	3
2 循環型社会形成推進のための現状と目標	4
(1) 一般廃棄物等の処理の現状	4
(2) 生活排水の処理の現状	4
(3) 一般廃棄物等の処理の目標	5
(4) 生活排水処理の目標	6
3 施策の内容	7
(1) 発生抑制・再使用の推進	7
(2) 処理体制	14
(3) 処理施設等の整備	17
(4) その他の施策	18
4 計画のフォローアップと事後評価	20
(1) 計画のフォローアップ	20
(2) 事後評価及び計画の見直し	20
様式 1	21
様式 2	24
【参考資料様式 1】	25
【参考資料様式 7（浄化槽設置整備事業）】	26
【参考資料様式 7（公共浄化槽等整備推進事業）】	27
添 付 資 料	29
添付資料 1 対象地域図	30
添付資料 2 目標設定に関するグラフ等	31
添付資料 3 対象地域内の施設と位置	36
添付資料 4 ハザードマップ	41
添付資料 5 国土強靱化地域計画（抜粋）	42

(2) 計画期間

本計画は、第1次計画（平成20年4月1日から平成27年3月31日）、及び第2次計画（平成27年4月1日から令和3年3月31日）に続く第3次計画とし、令和5年4月1日から令和12年3月31日の7年間を計画期間とする。計画期間を図2に示す。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。



図2 計画期間

(3) 基本的な方向

本市においては、一般廃棄物処理基本計画にて、限りある資源を有効に活用し、循環型社会の形成を図るため、更なるごみの減量化・資源化に向けて、住民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たし、お互いに協力しながら取り組んでいくこととしている。このようなことから、本計画においてもこの基本的な考え方を踏まえたものとする。

本市におけるごみ処理体制については、分別収集の徹底を図るとともに発生抑制を進め、「資源循環型社会」に向けて廃棄物のリサイクル及び処理システム、並びに適正処理の構築を図るものとする。

また、本市の不燃ごみ、粗大ごみ、缶類、びん類の処理を行っている伊勢崎市清掃リサイクルセンター21（リサイクルプラザ）は平成12年稼働であるが、今後の安定かつ安全なごみ処理を確保し既存施設の有効利用を図るため、施設の延命化対策を目的とした基幹的設備改良工事を行う予定である。

生活排水対策としては、これまで行ってきた生活排水処理施設の整備と工場排水の規制により、公共用水域の水質は改善傾向にあるが、依然として一般家庭から未処理のまま流される生活雑排水などによる水質の汚濁が見られる。今後はさらに改善を進めるために、下水道及び合併処理浄化槽の整備を進める。

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

群馬県では、平成29年3月に策定、令和3年3月に改訂した「群馬県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」で、本市を玉村町とのブロック区分としている。整備計画としては、令和8年で焼却施設等を2施設、粗大・資源化施設を2施設、最終処分場を1施設、し尿処理施設を1～3施設、令和23年で焼却施設等を1施設、粗大・資源化施設を1施設、最終処分場を1施設、し尿処理施設を1施設とする整備計画を示している。

今後は令和23年の整備計画達成に向けて、ごみ処理の広域化・施設の集約化について検討していく。

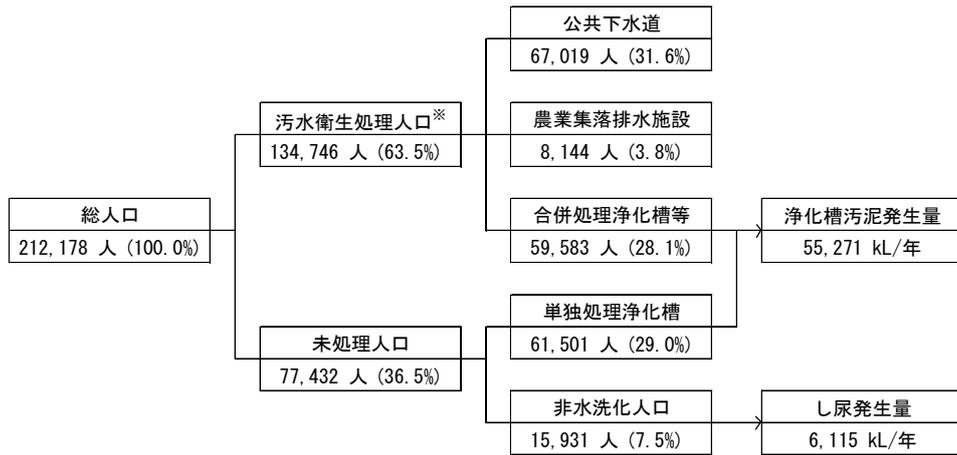
(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

住民がプラスチック使用製品の使用を合理化し、排出抑制と適正な分別を行えるよう、ごみ収集カレンダーや分別ガイドブック等で啓発・情報提供を行うとともに、出前講座等で環境学習を行う。

本市のプラスチック資源の分別収集及び再商品化については、市内で発生したプラスチック製容器包装、及びペットボトルを分別収集し、指定法人である日本容器包装リサイクル協会に引き渡すことで再商品化している。なお、赤堀地区で分別収集したペットボトルのみ、民間業者に引き渡して再商品化を行っている。

今後、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律及びプラスチックに係る資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針に基づき、プラスチック使用製品の分別収集やプラスチック製容器包装との一括回収、再商品化に向けて、分別区分の見直しや再商品化ルートについての検討を行う。

検討結果に基づき、社会情勢及び財政状況を考慮した上で、必要な財源措置を踏まえて、令和12年度までにプラスチック資源の分別収集及び再商品化を行う。



※汚水衛生処理人口：汚水処理施設に接続されている人口

図 4 生活排水の処理状況フロー（令和 3 年度）

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表 1 のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

目標年度は計画終了の翌年度である令和 12 年度とし、目標年度の一般廃棄物の排出、処理状況を図 5 に示す。

また、参考として、現状と目標のトレンドグラフを添付資料 2（p. 30～）に示す。

表 1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現 状(割合 ^{※1}) (令和3年度)	目 標(割合 ^{※1}) (令和12年度)
排出量	事業系 総排出量	15,683 トン	13,848 トン (-11.7%)
	1事業所当たりの排出量 ^{※2}	1.6 トン/事業所	1.4 トン/事業所 (-12.5%)
	生活系 総排出量	57,755 トン	52,050 トン (-9.9%)
	1人当たりの排出量 ^{※3}	247.0 kg/人	219.2 kg/人 (-11.3%)
	合 計 事業系生活系排出量合計	73,438 トン	65,898 トン (-10.3%)
再生利用量	直接資源化量	2,651 トン (3.6%)	1,935 トン (2.9%)
	総資源化量	7,505 トン (10.1%)	9,667 トン (14.3%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量及び熱利用量)	19,669 MWh 0 GJ	16,528 MWh 0 GJ
最終処分量	埋立最終処分量	7,784 トン (10.6%)	7,117 トン (10.8%)

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量)=[(事業系ごみの総排出量)-(事業系ごみの資源ごみ量)]/(事業所数)

※3 (1人当たりの排出量)=[(生活系ごみの総排出量)-(生活系ごみの資源ごみ量)]/(人口)

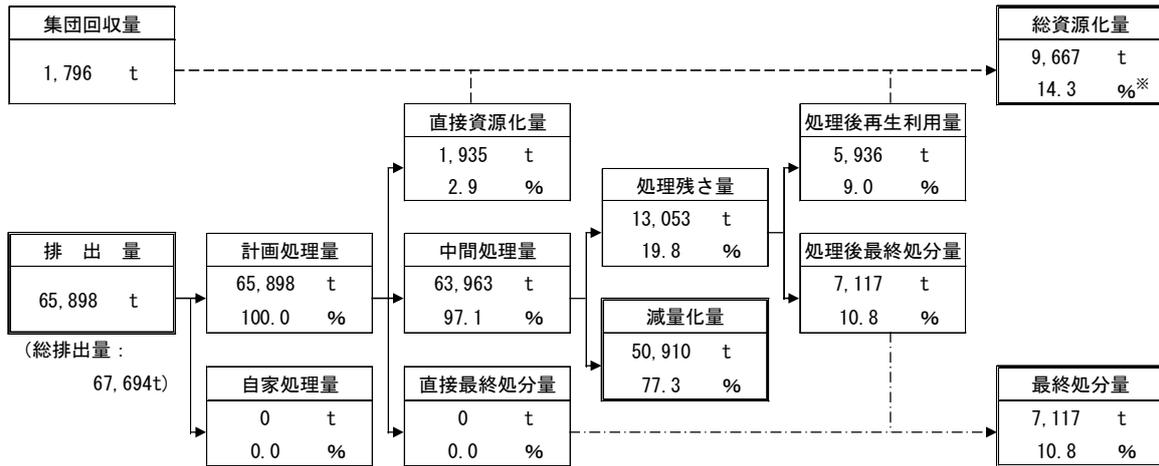
《用語の定義》

排出量:事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。)[単位:トン]

総資源化量:集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位:トン]

エネルギー回収量:エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量[単位:MWh]及び熱利用量[単位:GJ]

最終処分量:埋立処分された量[単位:トン]



※総資源化率：（直接資源化量＋処理後再生利用量＋集団回収量）／（ごみの排出量＋集団回収量）

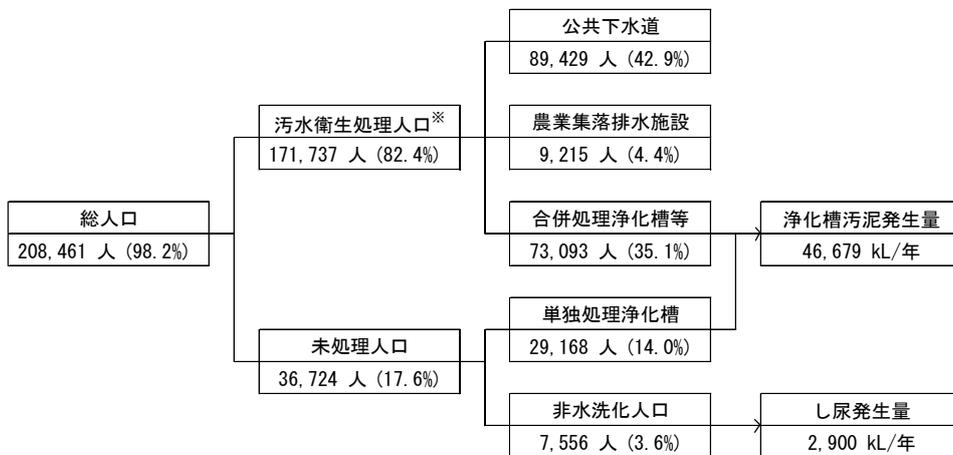
図 5 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（令和 12 年度）

（4）生活排水処理の目標

生活排水処理については、表 2 及び図 6 に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表 2 生活排水処理に関する現状と目標

		令和3年度実績		令和12年度目標	
処理形態別人口	公共下水道	67,019 人	(31.6%)	89,429 人	(42.9%)
	農業集落排水施設等	8,144 人	(3.8%)	9,215 人	(4.4%)
	合併処理浄化槽等	59,583 人	(28.1%)	73,093 人	(35.1%)
	未処理人口	77,432 人	(36.5%)	36,724 人	(17.6%)
合計		212,178 人		208,461 人	
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	6,115 キロリットル		2,900 キロリットル	
	浄化槽汚泥量	55,271 キロリットル		46,679 キロリットル	
	合計	61,386 キロリットル		49,579 キロリットル	



※汚水衛生処理人口：汚水処理施設に接続されている人口

図 6 目標達成時の生活排水の処理状況フロー（令和 12 年度）

3 施策の内容

(1) 発生抑制・再使用の推進

ア ごみの減量化

① 生ごみ処理器購入費助成

家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、堆肥式処理器、電動式処理器、EM式処理器、ディスポーザ等の生ごみ処理器購入者に対して助成金を交付している。助成金額は購入金額の半額（上限2万円）である。

イベント等で事業の案内や実機を用いた啓発活動を行うことで、利用者の増加によるごみの減量化を図っている。

近年の生ごみ処理器等の助成件数等を表3に示す。

今後は助成の継続により生ごみの堆肥化、有効利用を推進するとともに、生ごみの適正な資源化方法の調査、研究を行う。

表3 生ごみ処理器助成件数及び金額

年度	項目	堆肥式処理器	EM処理器	電動式処理器	ディスポーザ	合計
平成29年度	申請件数	70件	1件	12件	3件	86件
	補助金額	220,100円	9,900円	190,100円	60,000円	480,100円
平成30年度	申請件数	34件	1件	26件	5件	66件
	補助金額	94,800円	1,000円	369,700円	100,000円	565,500円
令和元年度	申請件数	49件	1件	22件	1件	73件
	補助金額	137,200円	1,000円	341,000円	20,000円	499,200円
令和2年度	申請件数	46件	3件	26件	3件	78件
	補助金額	142,500円	29,600円	367,100円	60,000円	599,200円
令和3年度	申請件数	53件	1件	53件	4件	111件
	補助金額	153,400円	11,900円	825,700円	80,000円	1,071,000円
合計	申請件数	252件	7件	139件	16件	414件
	補助金額	748,000円	53,400円	2,093,600円	320,000円	3,215,000円

② 枝葉破碎機購入費助成

枝葉破碎機購入者に助成を行うことにより、市民が主体となった減量・リサイクルを進めている。助成金額は購入金額の半額（上限2万円）である。

近年の枝葉破碎機の助成件数等を表4に示す。

今後も助成の継続により、枝葉の減量化、資源化を推進する。

表4 枝葉破碎機助成件数及び金額

年度	申請件数	補助金額
平成29年度	38件	600,000円
平成30年度	52件	798,700円
令和元年度	49件	793,300円
令和2年度	48件	794,800円
令和3年度	48件	793,400円
合計	235件	3,780,200円

③ 食品ロス削減啓発事業

食品ロスを削減するため、食品ロスの削減に向けた取り組みを実践している市内の飲食店や宿泊施設を募集し、「伊勢崎市食品ロス削減協力店」として認定しているほか、イベント等で啓発物を配布することで、市民の食品ロス削減意識の向上を図っている。

食品ロス削減に向けた取り組み項目は以下のとおりである。

- ・小盛り、ハーフサイズメニュー等の設定
- ・消費者の要望に応じた量の調整
- ・食べ残しの削減の呼びかけ
- ・ポスター等の掲示による啓発活動の実施
- ・特典の付与
- ・食品廃棄物のリサイクル
- ・その他食品ロスの削減への取組

今後も、食品ロス削減協力店数の拡充に向けた取り組みや啓発活動を進める。

④ リユース食器貸出事業

イベント時のごみの発生抑制や使用者のリユース意識の向上を図るため、団体向けに、繰り返し洗って使うことのできるリユース食器の貸し出しを行っている。

近年のリユース食器貸出事業の実績を表 5 に示す。

今後も貸し出しを行うとともに、利用推進の取り組みを進める。

表 5 リユース食器貸出数及び借上金額

年度	貸出件数	貸出個数	借上金額
平成29年度	49 件	35,820 個	564,043 円
平成30年度	48 件	29,295 個	462,160 円
令和元年度	62 件	36,660 個	596,309 円
令和2年度	6 件	1,170 個	21,538 円
令和3年度	2 件	840 個	13,860 円
合計	167 件	103,785 個	1,657,910 円

⑤ レジ袋の削減、マイバッグの配布

消費者団体・事業者・行政で組織する群馬県環境にやさしい買い物スタイル普及促進協議会に協力し、レジ袋の削減、マイバッグ持参の周知を図っている。

今後も、イベント等でマイバッグを配布する等、啓発活動を推進する。

⑥ 家庭ごみ処理の有料化

家庭系ごみのうち、もえるごみ、もえないごみ、プラスチック製容器包装、びん、缶の5品目について、指定ごみ袋を採用している。

今後は指定袋制による排出方法を継続し、十分なごみ減量化施策を実施した後、ごみ量の推移やごみ減量化施策の成果などを確認し、周辺市町村の動向等を勘案した上で、必要に応じて家庭ごみ処理有料化の検討を行う。

⑦ ごみ組成調査等の実施

ごみの減量化・資源化を進めるにあたり、基礎資料を得るため、ごみの組成調査を実施している。

今後もごみ組成調査を計画的に実施するとともに、ごみ排出量データ等基礎となる数値の統計整理を進め、数値の精度を高めていく。

⑧ 事業系ごみの指導強化

事業系ごみの減量化・資源化を図るため、搬入指導強化を行うとともに、分別指導を徹底している。

今後は搬入指導等を継続するとともに、ごみとなる物を製造している製造者の責任を明確にし、製造者に対してごみ処理に要する費用負担などをより一層求めていくことなど、国等への要望活動等を積極的に行う。

イ リサイクル

① 町内の資源回収・集団回収に対する奨励金交付

再生可能な有価物（新聞、雑誌、段ボール、紙パック、雑がみ、衣類など）の再資源化を積極的に実施した行政区・団体に対し、1キログラム当たり8円の奨励金を交付している。

町内資源回収及び集団回収の実績をそれぞれ表6及び表7に示す。

今後も奨励金の継続により、有価物の再資源化を推進する。

表6 町内資源回収の実績

年度	資源回収量	奨励金交付額
平成29年度	2,461,099 kg	19,688,792 円
平成30年度	2,391,235 kg	19,129,880 円
令和元年度	2,361,634 kg	18,893,072 円
令和2年度	2,659,707 kg	21,277,656 円
令和3年度	2,591,983 kg	20,735,864 円
合計	12,465,658 kg	99,725,264 円

表7 集団回収の実績

年度	団体登録数	実施回数	資源回収量	奨励金交付額
平成29年度	121 団体	452 回	1,286,478 kg	10,291,824 円
平成30年度	120 団体	454 回	1,193,041 kg	9,544,328 円
令和元年度	120 団体	442 回	1,072,799 kg	8,582,392 円
令和2年度	120 団体	358 回	529,399 kg	4,235,192 円
令和3年度	106 団体	361 回	580,375 kg	4,643,000 円
合計	—	—	4,662,092 kg	37,296,736 円

② 資源保管庫

資源物の回収量の増加及び市民の利便性向上のため、公共施設に常設の資源回収用保管庫を設置している。

資源保管庫は平成20年度から順次設置を開始しており、令和3年度現在で市役所

や各支所、公民館、保育所等計 27 ヶ所の公共施設に設置されている。

回収品目については、古紙類（新聞・雑誌・段ボール・雑がみ）及び廃食用油、衣類を対象としている。また、プラスチック製容器包装の分別収集を実施していない赤堀地区の住民に向け、赤堀支所においてはプラスチック製容器包装も収集している。

資源物の回収場所を表 8 に示す。

今後は、資源保管庫の更なる利用促進を図る。

表 8 資源物の回収場所

地区	設置場所	住所	資源	専用回収ボックス		
				家電	電池	インク
伊勢崎地区	伊勢崎市役所本庁舎	伊勢崎市今泉町二丁目410番地	○	○	○	○
	北公民館	伊勢崎市平和町27番32号	○	○	○	○
	南公民館	伊勢崎市上泉町619番地1	○	—	○	○
	殖蓮公民館	伊勢崎市上植木本町2760番地	○	—	○	○
	茂呂公民館	伊勢崎市美茂呂町3032番地7	○	—	○	○
	三郷公民館	伊勢崎市波志江町1029番地	○	○	○	○
	宮郷公民館	伊勢崎市田中島町1102番地	○	—	○	○
	名和公民館	伊勢崎市堀口町492番地	○	—	○	○
	豊受公民館	伊勢崎市馬見塚町1296番地	○	—	○	○
	市民サービスセンター宮子	伊勢崎市宮子町3406番地3 いせさきガーデンズ1階	—	○	○	○
	緋の郷	伊勢崎市昭和町1712番地2	○	○	○	○
	伊勢崎駅前インフォメーションセンター	伊勢崎市曲輪町8番地1	—	○	○	○
	上下水道局	伊勢崎市連取町1952番地	○	—	—	—
	清掃サイクルセンター21	伊勢崎市柴町954番地	—	○	○	○
	茂呂クリーンセンター	伊勢崎市茂呂南町5097番地2	○	—	—	—
	第二保育所	伊勢崎市中央町12番17号	○	—	—	—
	第三保育所	伊勢崎市昭和町3862番地	○	—	—	—
第四保育所	伊勢崎市寿町145番地1	○	—	—	—	
赤堀地区	赤堀支所	伊勢崎市西久保町一丁目64番地5	○	○	○	○
	赤堀公民館	伊勢崎市西久保町二丁目81番地	○	○	○	○
東地区	あずま支所	伊勢崎市東町2668番地1	○	○	○	○
	あずま公民館	伊勢崎市田部井町三丁目2090	○	○	○	○
境地区	境支所	伊勢崎市境637番地	○	○	○	○
	境公民館	伊勢崎市境598番地1	○	—	○	○
	境采女公民館	伊勢崎市境下湊名2023番地1	○	○	○	○
	境剛志公民館	伊勢崎市境下武士862番地3	○	○	○	○
	境島村公民館	伊勢崎市境島村2720番地	○	—	○	○
	境東公民館	伊勢崎市境米岡764番地1	○	○	○	○
	境ひので保育所	伊勢崎市境米岡234番地	○	—	—	—
	境いよく保育所	伊勢崎市境伊与久519番地	○	—	—	—

※ 資源：資源保管庫、家電：使用済小型家電、電池：小型充電式電池、インク：インクカートリッジ

③ 使用済小型家電の回収

平成 25 年度の小型家電リサイクル法の施行に伴い、本市においても平成 25 年度から貴金属やレアメタルなどを含む使用済小型家電の回収を実施している。

従来のもえないごみの分別区分により回収したごみの中から、使用済小型家電を選別するピックアップ回収と、市役所・各支所等の公共施設 15 ヶ所に専用の回収ボックスを設置してボックス回収を実施している。また、令和 2 年 7 月から、宅配便によるパソコン等の回収を行う国の認定事業者と連携した回収も行っている。

小型家電回収の実績を表 9 に、資源物の回収場所を表 8 に示す。

今後も、回収量拡大を目指し回収ボックスの更なる設置拡大に努める。

表 9 小型家電回収の実績

年度	ピックアップ	回収ボックス	認定事業者 [※]	合計
平成29年度	56,380 kg	195 kg	—	56,575 kg
平成30年度	56,650 kg	175 kg	—	56,825 kg
令和元年度	0 kg	169 kg	—	169 kg
令和2年度	42,950 kg	260 kg	7,180 kg	50,390 kg
令和3年度	60,870 kg	450 kg	6,087 kg	67,407 kg
合計	216,850 kg	1,249 kg	13,266 kg	231,365 kg

※ 認定事業者：パソコン、携帯等

④ 小型充電式電池の回収

リチウムイオン電池などの小型充電式電池による火災、爆発事故を防止し、また希少な金属の資源化を推進するため、令和 2 年 7 月から小型充電式電池の回収を実施している。

専用の回収ボックスは市役所・各支所等の公共施設 23 ヶ所に設置している。

小型充電式電池回収の実績を表 10 に、資源物の回収場所を表 8 に示す。

今後も、回収量拡大を目指し回収ボックスの更なる設置拡大に努める。

表 10 小型充電式電池回収の実績

年度	ニカド電池	ニッケル水素電池	リチウムイオン電池	合計
令和2年度	0 kg	0 kg	0 kg	0 kg
令和3年度	76 kg	29 kg	105 kg	210 kg
合計	76 kg	29 kg	105 kg	210 kg

⑤ インクカートリッジの回収

資源の有効活用のため、令和 2 年 7 月からインクカートリッジの回収を実施している。

専用の回収ボックスは市役所・各支所等の公共施設 23 ヶ所に設置している。

インクカートリッジ回収の実績を表 11 に、資源物の回収場所を表 8 に示す。

今後も、回収量拡大を目指し回収ボックスの更なる設置拡大に努める。

表 1 1 インクカートリッジ回収の実績

年度	回収量	箱数
令和2年度	106 kg	23 箱
令和3年度	139 kg	30 箱
合計	245 kg	53 箱

⑥ 衣類の回収

衣類の資源回収を市内全域で毎月 1 回実施するとともに、資源保管庫でも回収をしている。衣類のほか、毛布、カーテン、かばん、靴なども資源として有効活用し、リサイクルの推進を図っている。

今後も衣類の回収及び資源化を推進する。

⑦ 資源ストックヤード

資源物（古紙類・プラスチック製容器包装）の効率的な回収及び更なる資源化推進のため、市内 3 ヶ所に資源ストックヤードを整備している。

資源ストックヤード一覧を表 1 2 に示す。

今後も、有効に活用していく。

表 1 2 資源ストックヤード一覧

ストックヤード名	保管する資源物
伊勢崎ストックヤード	古紙類
境ストックヤード	プラスチック製容器包装
あずまストックヤード	プラスチック製容器包装

⑧ プラスチック類の回収

プラスチック類について、プラスチック製容器包装を伊勢崎地区、東地区、境地区のごみ集積所と赤堀地区内の拠点で分別収集しているほか、発泡トレイ（白色）を赤堀地区のごみ集積所で分別収集している。

今後はプラスチック製容器包装類の資源化を継続するとともに、プラスチック使用製品の資源化について検討する。

ウ 環境教育、普及啓発

① 環境教育

小学校での出前講座や、小学生を中心とした清掃リサイクルセンター21 の施設見学を通じて環境学習の支援を行っている。

今後も環境学習の支援を継続することにより、ごみの分別や資源化に対する意識向上を促進する。

② 普及啓発

市民及び事業者に取り組んでもらう事項について、市ホームページや広報誌等により啓発を行っている。

今後も積極的に啓発を行うとともに、市民が取り組みやすいよう支援する。

③ 出前講座の推進

市民のリサイクル意識の向上を目的に、出前講座として地域へ出向き、ごみの分別やごみの減量化・再資源化についての講座を実施し、周知を図っている。出前講座の参加者には、マイバッグ等の啓発品を配布し、ごみの発生抑制や減量を推進している。

出前講座の実施状況を表 13に示す。

今後も出前講座の実施を継続する。

表 13 出前講座の実施状況

年度	件数	参加人数
平成29年度	7 件	222 人
平成30年度	4 件	55 人
令和元年度	5 件	127 人
令和2年度	1 件	12 人
令和3年度	4 件	87 人
合計	21 件	503 人

エ 生活排水対策

① 汚濁負荷量削減

公共用水域の水質汚濁の主要因である生活雑排水について、汚濁負荷量の削減のため、次のような取り組みの実施を促進している。

- ・調理時：調理くずや廃食用油等の排出抑制及び適正処理
- ・食器洗浄時：合成洗剤の使用削減
- ・洗濯時：無リン洗剤や石鹼、風呂の残り湯の使用

今後も水質汚濁負荷量の削減に向けた各種取り組みの普及・促進を行う。

② 広報・啓発活動

下水道・浄化槽の正しい使い方を案内するホームページを作成し、住民の意識啓発を図っている。

また、環境イベント等において、水質汚濁や生活排水への関心及び理解度、厨房排水や廃食用油の処理方法、洗剤の種類などの内容について展示を行っている。

今後も、住民の生活排水に対する認識を深めるため、広報・啓発活動を推進する。

(2) 処理体制

ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

① 現在のごみ処理体制

本市の分別区分及び処理方法の現状と今後を表 14 に示す。

本市では、平成 17 年 1 月の市町村合併に伴い、各地区のごみの分別区分の統一化を図ってきた。しかし、赤堀地区のごみは桐生市において処理を行っているため、分別区分の一部（プラスチック類、有害物、危険物）が異なっている。

今後は、減量化・資源化の推進を目的に、市全体で分別区分の統一化を検討していく。

伊勢崎地区・東地区・境地区

- ①もえるごみ ②もえないごみ ③粗大ごみ ④びん ⑤缶
- ⑥プラスチック製容器包装 ⑦ペットボトル ⑧廃食用油 ⑨古紙類・衣類
- ⑩有害物(蛍光管、水銀式体温計・温度計・血圧計、電池類)
- ⑪危険物(カセットボンベ・スプレー缶、ライター)

赤堀地区

- ①もえるごみ ②もえないごみ ③粗大ごみ ④びん ⑤缶
- ⑥発泡トレイ（白色） ⑦ペットボトル ⑧廃食用油 ⑨古紙類・衣類
- ⑩有害物(蛍光管、電池類)
- ⑪危険物(カセットボンベ・スプレー缶、ライター)

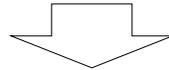
中間処理は、伊勢崎市清掃リサイクルセンター21 でもえるごみの焼却、もえないごみ・粗大ごみの破碎選別、びん・缶の選別を行っている他、資源化の推進に伴い、増加していく資源物に対応するため、ストックヤードを整備している。

焼却ごみについては、現在焼却施設において熱回収（発電）を行っており、今後も有効利用を図る。

なお、赤堀地区のごみは、現在桐生市に処理を委託しているが、今後の減量化・資源化に伴い、委託の見直しを検討する。

表 14 分別区分及び処理方法の現状と今後

現状（令和3年度）					
分別区分	処理方法		処理施設等		処理量 (t)
			一次処理	二次処理	
もえるごみ	焼却（熱回収）			焼却灰：最終処分	48,125
資源物等	リサイクル	破碎・分別・資源化	伊勢崎市清掃 リサイクルセンター21	可燃残渣：焼却 不燃残渣：最終処分 金属類：資源化 小型家電：資源化	4,293
				選別・保管・資源化	びん・缶
		プラスチック製容器包装	アルミ類：資源化		657
		ペットボトル	カレット：資源化		258
		廃食用油	プラスチック類：資源化 ペットボトル：資源化		19
		古紙類・衣類	廃食用油：資源化		2,382
		有害物・危険物	古紙類：資源化 衣類：資源化		147
		枝葉	有害物・危険物：資源化		515
		持込資源	資源化		47
		資源保管庫等	資源化	276	
集団回収	資源化	580			



将来（令和12年度）					
分別区分	処理方法		処理施設等		処理量 (t)
			一次処理	二次処理	
もえるごみ	焼却（熱回収）			焼却灰：最終処分	41,982
資源物等	リサイクル	破碎・分別・資源化	伊勢崎市清掃 リサイクルセンター21	可燃残渣：焼却 不燃残渣：最終処分 金属類：資源化 小型家電：資源化	3,720
				選別・保管・資源化	びん・缶
		プラスチックごみ	アルミ類：資源化		2,115
		ペットボトル	カレット：資源化		608
		廃食用油	プラスチック類：資源化 ペットボトル：資源化		12
		古紙類・衣類	廃食用油：資源化		1,681
		有害物・危険物	古紙類：資源化 衣類：資源化		126
		枝葉	有害物・危険物：資源化		712
		持込資源	資源化		32
		資源保管庫等	資源化	276	
集団回収	資源化	1,796			

② 今後のごみ処理体制

既存の廃棄物処理施設の有効利用を図り、安定かつ安全なごみ処理を確保するため、令和6年度から令和7年度の2ヶ年で伊勢崎市清掃リサイクルセンター21（不燃ごみ粗大ごみ処理、缶類びん類処理）の基幹的設備改良事業を行い、延命化を図るとともに、適正な廃棄物処理を継続する。

また、「群馬県一般廃棄物処理広域化マスタープラン（令和3年3月改訂）」に基づき、一般廃棄物処理施設の更新時期が近い周辺の市町村の状況を注視し、広域処理について研究する。

イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

事業系ごみは、各事業者自身が排出者責任で処理しなくてはならないとの認識を持つとともに、ごみについての減量化を効果的に推進するよう各事業者や経営者に要請、指導を行う。

施設に搬入する際、生活系ごみと同様の分別を求め、分別されていないものについては受け入れを拒否するなどにより、分別・減量化・資源化の徹底を指導する。

今後、さらにごみの減量化・資源化を効果的に推進するよう各事業者や経営者に対する要請、指導を強化するとともに、大規模事業者に対しては、減量化計画作成や廃棄物管理責任者の設置を義務付け、減量化・資源化を推進する。

ウ 一般廃棄物処理施設であわせて処理する産業廃棄物の現状と今後

現在、一般廃棄物処理施設においては、産業廃棄物の受け入れは行っていない。今後も事業者の責任で処理することを指導し、施設での受け入れは行わない。

エ 生活排水処理の現状と今後

伊勢崎市公共下水道（伊勢崎処理区）の整備を継続実施していくとともに、流域下水道（佐波地区）への編入による下水道普及の向上に向けて、枝線の整備を推進する。また、供用開始区域内における未接続世帯に対しては、接続を働きかける。

特定地域生活排水処理事業や公共下水道等の集合処理施設の整備が見込まれない地域に対しては、公共用水域の水質保全を図るため、合併処理浄化槽の設置に対して補助金を交付し、設置を促進する。また、特定地域生活排水処理事業については、「市設置型浄化槽」の整備推進を継続する。

単独処理浄化槽設置者やくみ取り槽に対しては、生活雑排水が未処理であることから、合併処理浄化槽への転換促進を継続する。

オ 今後の処理体制の要点

◇資源化施設が供用開始から20年以上が経過し老朽化していることから、基幹的設備改良工事により延命化し、安定的かつ効率的なごみ処理システムを継続する。

◇桐生市に委託している赤堀地区のごみについて、今後のごみ減量を踏まえ委託の見直しを行う。

◇「群馬県一般廃棄物処理広域化マスタープラン（令和3年3月改訂）」に基づき、一般廃棄物処理施設の更新時期が近い周辺の市町村の状況を注視し、広域処理について研究する。

(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

現有処理施設の概要を表 15 に示す。

上記(2)の処理体制で処理を行うため、表 16 のとおり必要な施設整備を行う。

表 15 現有処理施設の概要

施設種類	施設名	処理能力	所在地	竣工
焼却処理施設	伊勢崎市 清掃リサイクルセンター21	210 t/日	伊勢崎市柴町954番地	平成12年3月
資源化施設	伊勢崎市 清掃リサイクルセンター21 (不燃ごみ不燃性粗大ごみ)	41 t/日	伊勢崎市柴町954番地	平成12年3月
	伊勢崎市 清掃リサイクルセンター21 (可燃性粗大ごみ)	1 t/日	伊勢崎市柴町954番地	平成12年3月
	伊勢崎市 清掃リサイクルセンター21 (缶類びん類)	12 t/日	伊勢崎市柴町954番地	平成12年3月
保管施設 (ストック ヤード)	伊勢崎市ストックヤード	200 m ²	伊勢崎市柴町1503番地	平成23年3月
	伊勢崎市境ストックヤード	250 m ²	伊勢崎市女塚328番地1	平成26年3月
	伊勢崎市あずま ストックヤード	250 m ²	伊勢崎市東小保方町3242番地1	平成27年3月
最終処分場	伊勢崎市第4期 一般廃棄物最終処分場	159,100 m ²	伊勢崎市阿弥大寺町字西田25-3	令和元年12月
し尿処理施設	伊勢崎市 茂呂クリーンセンター	112 kL/日	伊勢崎市茂呂南町5097-2	平成8年3月
	伊勢崎市 境クリーンセンター	50 kL/日	伊勢崎市境上矢島675	昭和60年3月

表 16 整備する処理施設

事業 番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置 予定地	事業期間	国土強靱化
1	資源化施設 伊勢崎市清掃リサイク ルセンター21 (不燃ご み不燃性粗大ごみ)	伊勢崎市 廃棄物処理施設(マテリア ルリサイクル推進施設)の 基幹的設備改良事業	41t/日	伊勢崎市 柴町 954番地	令和6 ~7年度	伊勢崎市国土 強靱化地域計画
	資源化施設 伊勢崎市清掃リサイク ルセンター21 (可燃性 粗大ごみ)		1t/日			
	資源化施設 伊勢崎市清掃リサイク ルセンター21 (缶類び ん類)		12t/日			

(整備理由)

事業番号 1 既存施設の老朽化に伴い、施設の延命化及びCO₂排出量削減を図るため。

イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表 17 のとおり行う。

表 17 合併処理浄化槽の整備計画

事業	直近の整備済 基数(基) (令和3年度)	整備計画基数 (基)	整備計画人口 (人)	事業期間	国土強靱化
浄化槽設置整備事業	11,768	1,295	3,238	令和5 ~11年度	伊勢崎市国土 強靱化地域計画
公共浄化槽等整備推進事業	130	70	176	令和5 ~11年度	伊勢崎市国土 強靱化地域計画
その他地方単独事業	—	—	—	—	—
合計	11,898	1,365	3,414	—	—

(4) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施する。

ア 不法投棄防止

① 不法投棄対策

不法投棄対策として立て札の設置や、空地の所有者に対し草刈や柵の設置を促す。今後も地域住民の協力のもと、マナーの徹底やパトロールの実施などの対策を継続する。

② 環境指導員への環境事務委託

市内 170 の行政区に各 1 人ずつ区域の生活環境の改善指導及び環境保全意識の普及啓発に関することを職務とする環境指導員を委嘱している。

今後も環境指導員の活動を推進し、ごみステーションの管理、不法投棄の監視や指導など地域の環境保全を維持する。

③ 廃家電のリサイクルに関する指導

廃家電のリサイクルについては、特定家庭用機器再商品化法に基づき、適切な回収、再商品化がなされるよう、住民に対し指導を行っている。

また、不法投棄された家電指定四品目については、メーカーの指定引取場所まで運搬を行っている。

④ 小型電子機器等回収促進・連携事業

令和 2 年 7 月から、宅配便によるパソコン等の回収を行う国の認定事業者と連携し、市民に適切な処分方法を啓発することで、家庭用パソコン等の不法投棄防止と資源化の推進を図っている。

小型電子機器等の回収実績を表 9 に示す。

今後も、利用の促進を図る。

イ 災害時の廃棄物処理に関する事項

① 応急体制の整備

震災などの大規模災害では、一時的に多量の廃棄物が発生するとともに、処理施設等への被害も想定され、平時の体制ではその処理が困難となることが予想される。

このため、「伊勢崎市地域防災計画（平成 26 年 3 月 伊勢崎市防災会議）」及び「伊勢崎市災害廃棄物処理計画（令和 2 年 3 月）」を踏まえ、あらかじめ周辺の市町村や県との連携による応急体制の整備を図る。

② 災害廃棄物の処理

災害等で発生した廃棄物を適正処理するために、「群馬県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定書（平成 20 年 4 月）」に基づき、必要な人員や車両・設備等を、状況に応じて国・県などと協力して確保する。

ウ 浄化槽の適正管理の推進

合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽については、設置者の責任の下で適正な維持管理が行われるよう、定期的な保守点検・清掃や法定検査の実施などについて、普及啓発を図る。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

毎年、計画の進捗状況を確認し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、群馬県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。また、評価の結果を公表する。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

様式 1

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表 1

1 地域の概要

(1) 地域名	群馬県伊勢崎市	(2) 地域内人口	212,178 人	(3) 地域面積	139.44 km ²
(4) 構成市町村等名	群馬県伊勢崎市	(5) 地域の要件	人口	面積	沖繩 離島 奄美 豪雪、山村 半島 過疎 その他
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	設立されていない場合、今後の見通し：なし				

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年度	過去の状況・現状（排出量等に対する割合）				目標	
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和12年度
排出量 ^{※1}	事業系 ^{※2}	17,405	17,545	17,294	15,735	15,683	13,848 (R3比 -11.7%)
	1事業所当たりの排出量 (ト/事業所)	1.9	1.8	1.7	1.6	1.6	1.4 (R3比 -12.5%)
	生活系 ^{※3}	56,107	56,618	57,574	60,215	57,755	52,050 (R3比 -9.9%)
	1人当たりの排出量 (kg/人)	238.7	241.2	245.9	256.5	247.0	219.2 (R3比 -11.3%)
合計	73,512	74,163	74,868	75,950	73,438	65,898 (R3比 -10.3%)	
再生利用量	直接資源化量 (ト)	2,615 (3.6%)	2,480 (3.3%)	2,437 (3.3%)	2,677 (3.5%)	2,651 (3.6%)	1,935 (2.9%)
	総資源化量 (ト)	7,822 (10.5%)	7,889 (10.5%)	8,108 (10.7%)	8,034 (10.5%)	7,505 (10.1%)	9,667 (14.3%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電力量 MWh)	17,159	19,326	19,363	19,502	19,669	16,528
	エネルギー回収量 (年間の熱利用量 GJ)	0	0	0	0	0	0
最終処分量	埋立最終処分量 (ト)	7,871 (10.7%)	7,831 (10.6%)	8,198 (10.9%)	8,530 (11.2%)	7,784 (10.6%)	7,117 (10.8%)

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = [(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)] / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = [(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)] / (人口)

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

一般廃棄物処理基本計画と本地域計画は、策定時期及び目標年次が異なることから、一般廃棄物処理基本計画の将来予測と直近の実績を考慮して目標値を設定した。

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
工場・回収型 廃棄物処理施設	伊勢崎市清掃リサイクルセンター21 全連続燃焼式焼却炉	伊勢崎市	全連続式 流動床炉	210 t/日	H12.3	-	-	(浸水深0.5~3.0m未満)土壌を備蓄している。処理困難時には「群馬県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定」等に基づき対応する。	
	伊勢崎市清掃リサイクルセンター21 不燃ごみ不燃性粗大ごみ	伊勢崎市	選別・破碎	41 t/日	H12.3	-	-		
	伊勢崎市清掃リサイクルセンター21 可燃性粗大ごみ	伊勢崎市	切断	1 t/日	H12.3	-	-	(浸水深0.5~3.0m未満)土壌を備蓄している。処理困難時には「群馬県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定」等に基づき対応する。	令和6年度~令和7年度において、施設の延命化及びCO ₂ 排出量削減のための基幹的設備改良工事を行う。
マテリアル 推進施設	伊勢崎市清掃リサイクルセンター21 缶類・びん類	伊勢崎市	選別・圧縮	12 t/日	H12.3	-	-		
	伊勢崎市ストックヤード	伊勢崎市	選別・保管	200 m ³	H23.3	-	-	浸水想定なし	
	伊勢崎市環境ストックヤード	伊勢崎市	選別・保管	250 m ³	H26.3	-	-	(浸水深0.0~0.5m未満)対策なし。	
	伊勢崎市あずまストックヤード	伊勢崎市	選別・保管	250 m ³	H27.3	-	-	浸水想定なし	
最終処分場	伊勢崎市第4期 一般廃棄物最終処分場	伊勢崎市	管理型 埋立処分	159,100 m ³	R1.12	-	-	(浸水深0.5~3.0m未満)土壌を備蓄している。	
し尿処理施設	伊勢崎市茂呂センター	伊勢崎市	高負荷脱窒素	112 kL/日	H8.3	-	-	(浸水深0.5~3.0m未満)処理困難時には県に対してし尿に係る広域処理の調整を要請する。	
	伊勢崎市境カレンセンター	伊勢崎市	高負荷酸化	50 kL/日	S60.3	-	-	(浸水深0.0~0.5m未満)処理困難時には県に対してし尿に係る広域処理の調整を要請する。	

(2) 更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月	更新(改良)・新設理由	焼却施設解体の有無(解体施設の名称)	焼却施設解体事業着手(予定)年月完了(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
マテリアル 推進施設	伊勢崎市清掃リサイクルセンター21 不燃ごみ不燃性粗大ごみ	伊勢崎市	選別・破碎	41 t/日	R7.3	施設の延命化及びCO ₂ 排出量削減のための基幹的設備改良	無	-	(浸水深0.5~3.0m未満)土壌を備蓄する。処理困難時には「群馬県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定」等に基づき対応する。	7/5(木)再商品化を実施するための施設整備事業
	伊勢崎市清掃リサイクルセンター21 可燃性粗大ごみ	伊勢崎市	切断	1 t/日	R7.3		無	-		
	伊勢崎市清掃リサイクルセンター21 缶類びん類	伊勢崎市	選別・圧縮	12 t/日	R7.3		無	-		

※ 計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものを添付する。

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位	年度	過去の状況・現状				目標
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
総人口		213,031	213,213	213,167	212,946	208,461
汚水衛生処理人口		61,298	63,489	65,893	66,235	89,429
公共下水道		28.8%	29.8%	30.9%	31.1%	42.9%
汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率		9,429	9,516	8,082	8,122	9,215
集落排水施設等		4.4%	4.5%	3.8%	3.8%	4.4%
汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率		55,955	57,516	58,136	59,062	73,083
合併処理浄化槽等		26.3%	27.0%	27.3%	27.7%	35.1%
汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率		86,349	82,692	81,056	79,527	36,724
未処理人口						

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容		開始年度	整備予定基数の内容		備考
		基数	処理人口		基数	処理人口	
浄化槽設置整備事業	伊勢崎市	11,768	59,284	平成元年4月	3,238	令和11年度末	整備予定 令和5年度～令和11年度
公共浄化槽等整備推進事業	伊勢崎市	130	299	平成22年4月	176	令和11年度末	対象地区：境東新井、境島村南部地区

※ 計画地域内の施設の状況（現況、予定）を地図上に示したものを添付する。

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表 2

事業種別	事業番号	事業主体名称	規模	事業期間		総事業費 (千円、税込)							交付対象事業費 (千円、税込)							備考							
				開始	終了	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度								
〇7月17日別府市推進等に関する事業						2,310,000	0	233,222	2,076,778	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
リフレクター整備事業	1	伊勢崎市	54 t/日	R6	R7	2,310,000	0	233,222	2,076,778	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
〇浄化槽に関する事業						786,840	108,120	113,120	113,120	113,120	113,120	113,120	113,120	113,120	113,120	113,120	113,120	113,120	113,120	113,120	113,120	113,120	113,120	113,120	113,120	113,120	
浄化槽設置整備事業		伊勢崎市	1,295基	R5	R11	718,170	98,310	103,310	103,310	103,310	103,310	103,310	103,310	103,310	103,310	103,310	103,310	103,310	103,310	103,310	103,310	103,310	103,310	103,310	103,310	103,310	
公共浄化槽等整備推進事業		伊勢崎市	70基	R5	R11	68,670	9,810	9,810	9,810	9,810	9,810	9,810	9,810	9,810	9,810	9,810	9,810	9,810	9,810	9,810	9,810	9,810	9,810	9,810	9,810	9,810	
合計						3,096,840	108,120	346,342	2,189,898	113,120	113,120	113,120	113,120	113,120	113,120	113,120	113,120	113,120	113,120	113,120	113,120	113,120	113,120	113,120	113,120	113,120	

施設概要（マテリアルリサイクル系）

都道府県名 群馬県

(1) 事業主体名	伊勢崎市
(2) 施設名称	清掃リサイクルセンター21 (不燃ごみ不燃性粗大ごみ、可燃性粗大ごみ、缶類びん類)
(3) 工期※ ¹	令和6年度 ～ 令和7年度
(4) 施設規模	処理能力：54 t /5 h 不燃ごみ・不燃性粗大ごみ処理施設：41 t /5 h 可燃性粗大ごみ処理施設：1 t /5 h 資源回収施設（缶類選別装置）：5.8 t /5 h 資源回収施設（びん類選別装置）：6.2 t /5 h
(5) 処理方式	破碎・選別・圧縮・保管等
(6) 地域計画内の役割※ ²	既存施設の有効利用の観点から基幹的設備改良事業を実施し、既存のリサイクルプラザの延命化を図るとともに、3%以上の温室効果ガスの削減を図る。
(7) 廃焼却施設解体 工事の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

「ストックヤード」を整備する場合

(8) スtock対象物	—
--------------	---

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(9) 容器包装リサイクル 推進施設の内訳	—
--------------------------	---

「灰溶融施設」を整備する場合

(10) スラグの利用計画	—
---------------	---

(11) 総事業計画額※ ¹	2,310,000 千円（税込） うち、交付対象事業費 2,138,037 千円（税込）
---------------------------	---

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

※2 基幹的設備改良事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。

【参考資料様式7(浄化槽設置整備事業)】

施設概要 (浄化槽系)

都道府県名 群馬県

(1) 事業主体名	伊勢崎市
(2) 事業目的	浄化槽設置整備事業 (伊勢崎市浄化槽整備事業)
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、専用住宅に浄化槽を設置しようとするものに対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
(4) 事業期間	令和5年度 ~ 令和11年度
(5) 事業対象地域の要件	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪、山村 半島 過疎 その他
(6) 事業計画額	交付金対象事業費 718,170 千円 うち、環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 718,170 千円

○事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

区分	交付対象基数 (人分)	基準額合計	総事業費	交付金対象 事業費
5人槽	658基 (1,645人分)	236,880,000	204,700,000	204,700,000
6~7人槽	560基 (1,400人分)	258,720,000	199,200,000	199,200,000
8~10人槽	77基 (193人分)	45,045,000	30,770,000	30,770,000
11~20人槽	基 (人分)			
21~30人槽	基 (人分)			
31~50人槽	基 (人分)			
51人槽以上	基 (人分)			
宅内配管費	945基	283,500,000	283,500,000	283,500,000
撤去費	基			
雨水貯留槽等 再利用	基			
改築費(災害)	基			
改築費 (長寿命化)	基			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
	効果的な転換推進 及び管理適正化推進費			
合計	1,295基 (3,238人分) ※基数の合計には、宅内配管 費、撤去費、改築費を除く。	824,145,000	718,170,000	718,170,000

【参考資料様式7(公共浄化槽等整備推進事業)】

施設概要 (浄化槽系)

都道府県名 群馬県

(1) 事業主体名	伊勢崎市
(2) 事業目的	公共浄化槽等整備推進事業 (伊勢崎市特定地域生活排水処理事業)
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、市で浄化槽を設置し、維持管理を行う。
(4) 事業期間	令和5年度 ~ 令和11年度
(5) 事業対象地域の要件	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪、山村 半島 過疎 その他
(6) 事業計画額	交付金対象事業費 68,670 千円 うち、環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 68,670 千円

○事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

区分	交付対象基数 (人分)	基準額合計	総事業費	交付金対象 事業費
5人槽	35基 (88人分)	30,870,000	30,870,000	30,870,000
6~7人槽	35基 (88人分)	37,800,000	37,800,000	37,800,000
8~10人槽	基 (人分)			
11~15人槽	基 (人分)			
16~20人槽	基 (人分)			
21~25人槽	基 (人分)			
26~30人槽	基 (人分)			
31~40人槽	基 (人分)			
41~50人槽	基 (人分)			
51人槽以上	基 (人分)			
共同浄化槽	基			
宅内配管費	基			
撤去費	基			
雨水貯留槽等 再利用	基			
改築費 (災害)	基			
改築費 (長寿命化)	基			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	調査費			
	計画策定等調査費			
	効果的な転換推進 及び管理適正化推進費			
合計	70基 (176人分) ※基数の合計には、宅内配管 費、撤去費、改築費を除く。	68,670,000	68,670,000	68,670,000

添 付 資 料

添付資料 1 対象地域図

添付資料 2 目標設定に関するグラフ等

添付資料 3 対象地域内の施設と位置

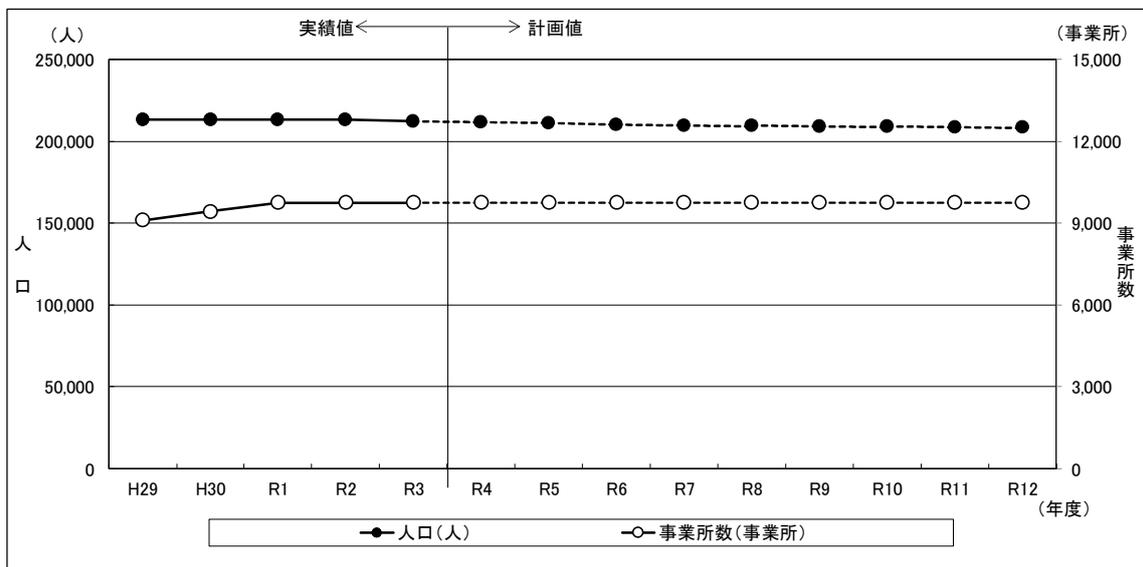
添付資料 4 ハザードマップ

添付資料 5 国土強靱化地域計画（抜粋）

添付資料2 目標設定に関するグラフ等

(1) 人口及び事業所数の推移

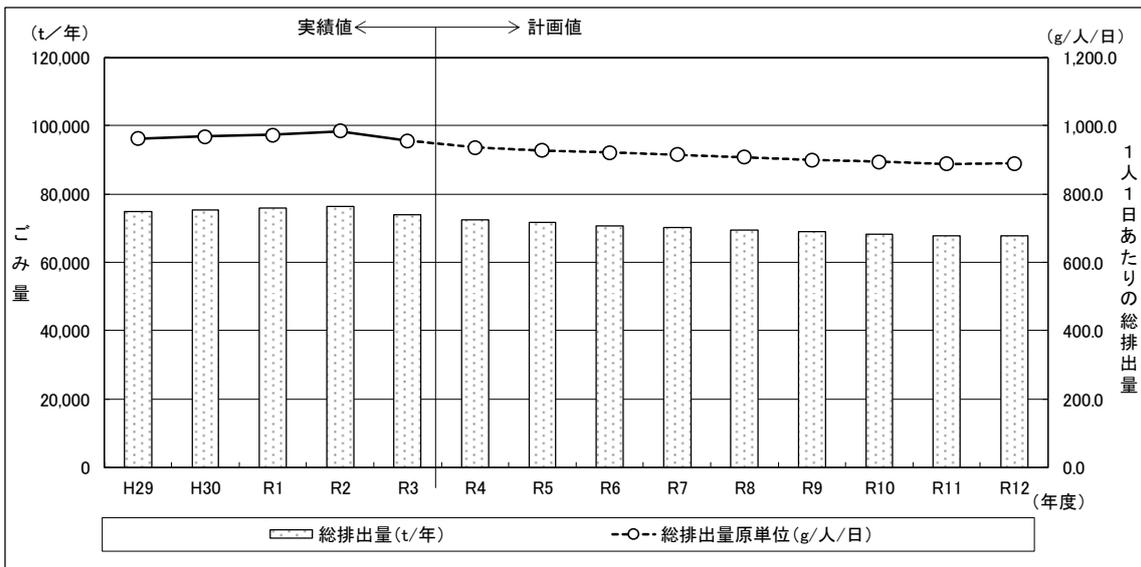
区分	年度	実績値					計画値									
		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
人口(人)		213,031	213,213	213,167	212,946	212,178	211,554	210,929	210,305	209,680	209,436	209,192	208,949	208,705	208,461	
事業所数(事業所)		9,111	9,432	9,752	9,752	9,752	9,752	9,752	9,752	9,752	9,752	9,752	9,752	9,752	9,752	



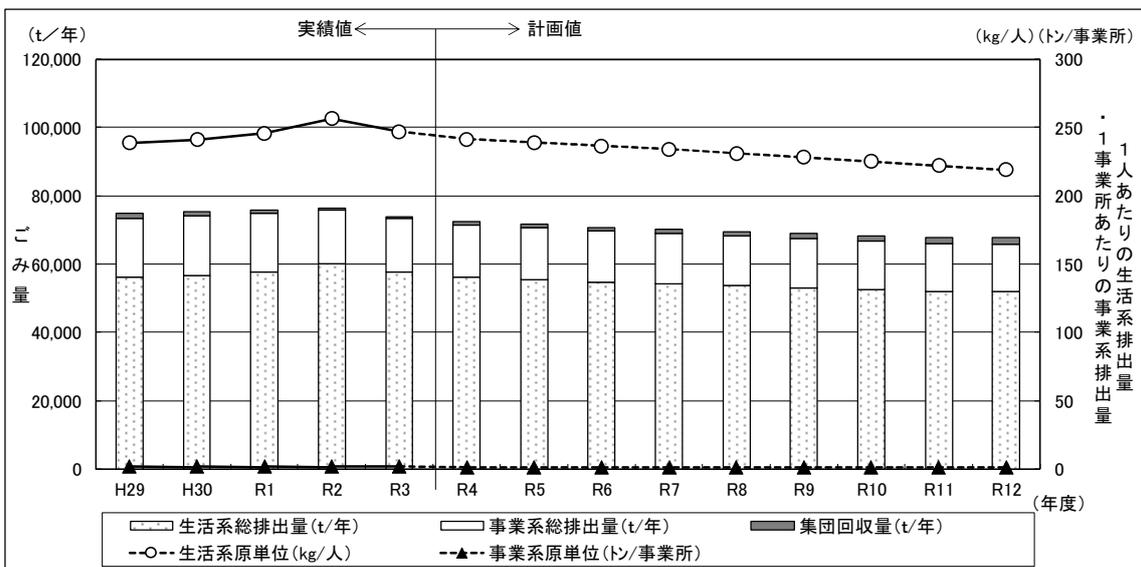
(2) ごみ量の推移

ア 排出量の推移

区分	年度	実績値					計画値								
		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
総排出量(t/年)		74,798	75,356	75,941	76,480	74,018	72,325	71,612	70,792	70,114	69,456	68,906	68,264	67,731	67,694
生活系総排出量(t/年)		56,107	56,618	57,574	60,215	57,755	56,133	55,509	54,856	54,244	53,646	53,092	52,511	51,973	52,050
事業系総排出量(t/年)		17,405	17,545	17,294	15,735	15,683	15,348	15,175	14,917	14,750	14,579	14,462	14,266	14,123	13,848
集団回収量(t/年)		1,286	1,193	1,073	530	580	844	928	1,019	1,120	1,231	1,352	1,487	1,635	1,796
総排出量原単位(g/人/日)		962.0	968.3	973.4	984.0	955.7	936.6	927.6	922.2	916.1	908.6	900.0	895.1	889.1	889.7

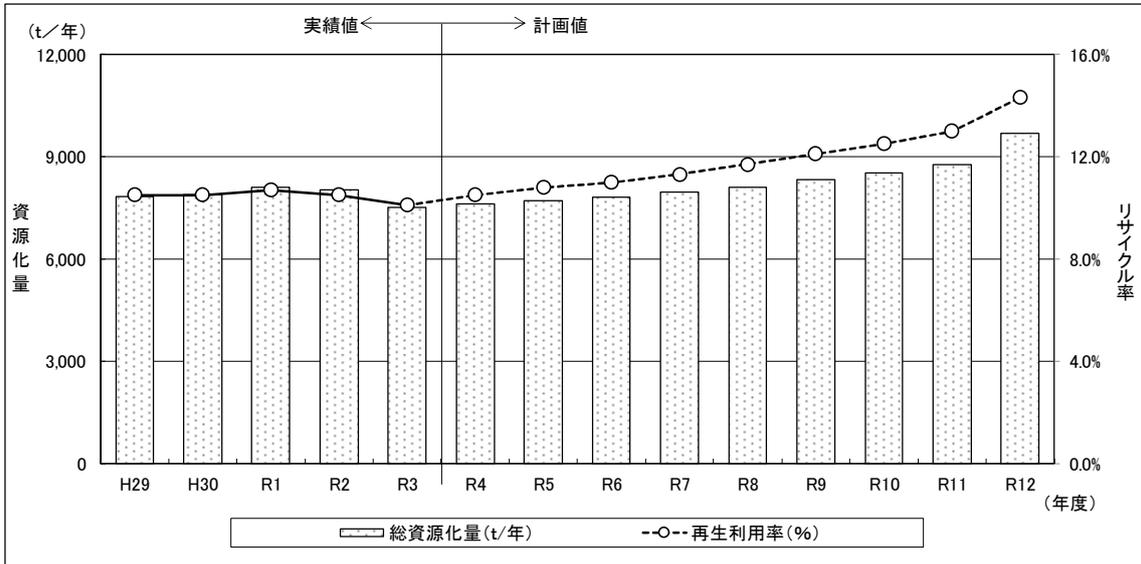


区分	年度	実績値					計画値								
		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
生活系総排出量(t/年)		56,107	56,618	57,574	60,215	57,755	56,133	55,509	54,856	54,244	53,646	53,092	52,511	51,973	52,050
事業系総排出量(t/年)		17,405	17,545	17,294	15,735	15,683	15,348	15,175	14,917	14,750	14,579	14,462	14,266	14,123	13,848
集団回収量(t/年)		1,286	1,193	1,073	530	580	844	928	1,019	1,120	1,231	1,352	1,487	1,635	1,796
生活系原単位(kg/人)		238.7	241.2	245.9	256.5	247.0	241.6	239.2	236.6	234.1	231.2	228.3	225.2	222.3	219.2
事業系原単位(t/事業所)		1.9	1.8	1.7	1.6	1.6	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.4	1.4	1.4	1.4



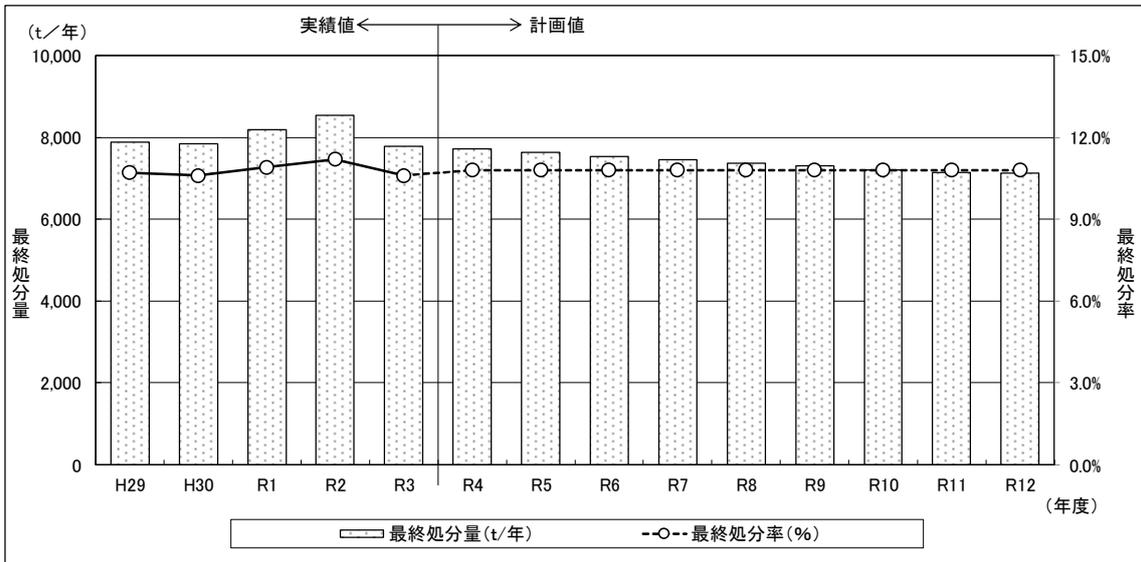
イ 総資源化量の推移

区分	年度	実績値					計画値								
		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
総資源化量(t/年)		7,822	7,889	8,108	8,034	7,505	7,614	7,713	7,809	7,946	8,108	8,312	8,522	8,773	9,667
再生利用率(%)		10.5%	10.5%	10.7%	10.5%	10.1%	10.5%	10.8%	11.0%	11.3%	11.7%	12.1%	12.5%	13.0%	14.3%



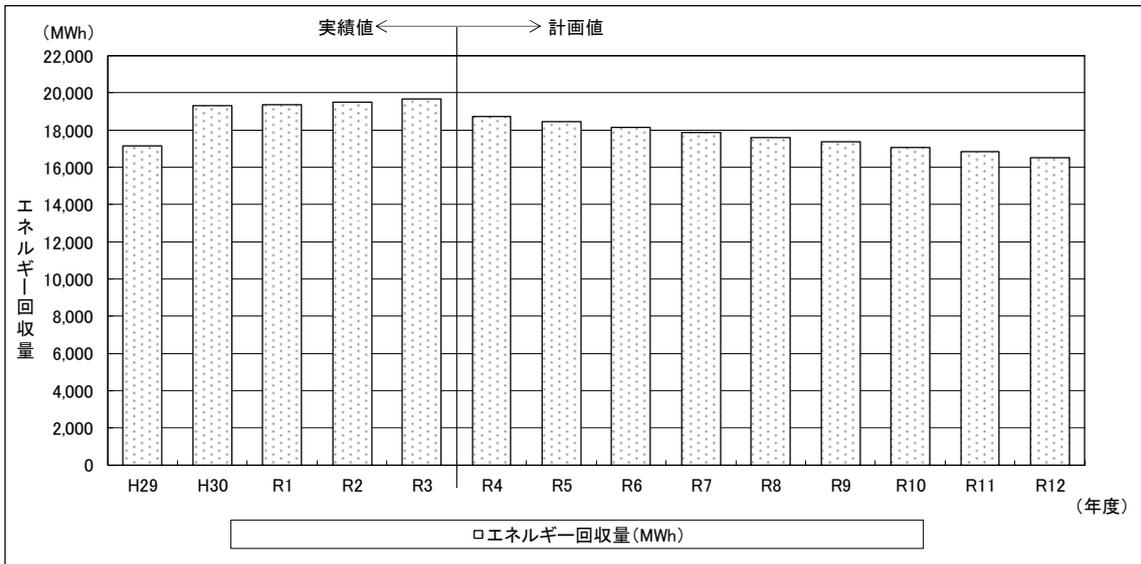
ウ 最終処分量の推移

区分	年度	実績値					計画値								
		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
最終処分量(t/年)		7,871	7,831	8,198	8,530	7,784	7,720	7,634	7,535	7,451	7,368	7,296	7,212	7,138	7,117
最終処分率(%)		10.7%	10.6%	10.9%	11.2%	10.6%	10.8%	10.8%	10.8%	10.8%	10.8%	10.8%	10.8%	10.8%	10.8%



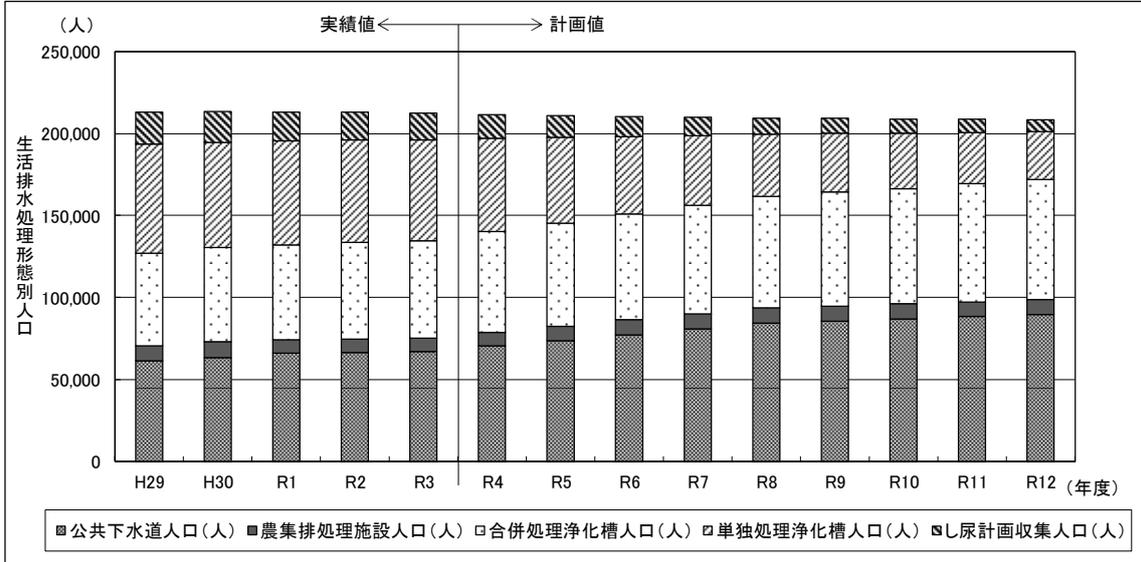
エ エネルギー回収量の推移

区分	年度	実績値					計画値									
		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
エネルギー回収量(MWh)		17,159	19,326	19,363	19,502	19,669	18,736	18,463	18,166	17,895	17,624	17,366	17,087	16,822	16,528	



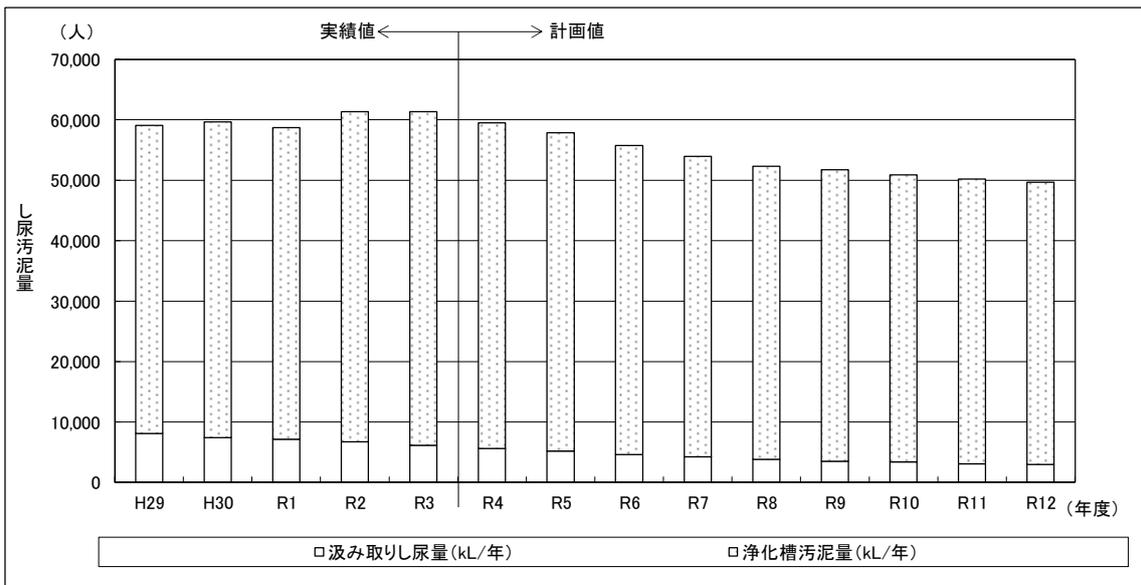
(3) 生活排水処理形態別人口の推移

区分	年度	実績値					計画値								
		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
公共下水道人口(人)		61,298	63,489	65,893	66,235	67,019	70,447	73,825	77,392	80,727	84,193	85,450	86,707	88,173	89,429
農集排水処理施設人口(人)		9,429	9,516	8,082	8,122	8,144	8,251	8,437	8,833	9,016	9,215	9,215	9,215	9,215	9,215
合併処理浄化槽人口(人)		55,955	57,516	58,136	59,062	59,583	61,351	63,068	64,774	66,469	68,276	69,533	70,580	71,837	73,093
単独処理浄化槽人口(人)		66,984	64,096	63,483	62,643	61,501	56,793	52,103	47,104	42,467	37,927	35,737	33,714	31,357	29,168
し尿計画収集人口(人)		19,365	18,596	17,573	16,884	15,931	14,712	13,496	12,202	11,001	9,825	9,257	8,733	8,123	7,556



(4) 生活排水処理量の推移

区分	年度	実績値					計画値								
		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
汲み取りし尿量(kL/年)		8,157	7,427	7,082	6,764	6,115	5,647	5,195	4,684	4,223	3,771	3,563	3,352	3,118	2,900
浄化槽汚泥量(kL/年)		50,925	52,211	51,622	54,525	55,271	53,929	52,716	51,069	49,726	48,478	48,184	47,607	47,105	46,679



添付資料3 対象地域内の施設と位置

(1) 現有施設の概要

ア 焼却処理施設

伊勢崎市リサイクルセンター21	
項目	内容
施設の所管	伊勢崎市
所在地	群馬県伊勢崎市柴町954番地
炉形式	全連続燃焼式焼却炉（流動床式）
稼働年月	平成12年4月
施設規模	210 t/日（70 t/日×3炉）
敷地面積	約33,000㎡（焼却施設とリサイクルプラザを合わせた敷地面積）

イ 資源化処理施設

伊勢崎市リサイクルセンター21（不燃ごみ・粗大ごみ・缶類・びん類）	
項目	内容
施設の所管	伊勢崎市
所在地	群馬県伊勢崎市柴町954番地
稼働年月	平成12年4月
施設規模	もえないごみ・不燃性粗大ごみ処理施設：41 t/5h 可燃性粗大ごみ処理施設：1 t/5h 資源回収施設…缶類選別装置：5.8 t/5h びん類選別装置：6.2 t/5h
処理方式	もえないごみ・不燃性粗大ごみ処理施設：縦型高速回転式 可燃性粗大ごみ処理施設：切断式

伊勢崎市ストックヤード	
項目	内容
施設の所管	伊勢崎市
所在地	群馬県伊勢崎市柴町1503番地
稼働年月	平成23年3月
施設規模	200 m ²
処理方式	選別・保管

伊勢崎市境ストックヤード	
項目	内容
施設の所管	伊勢崎市
所在地	群馬県伊勢崎市女塚328番地1
稼働年月	平成26年3月
施設規模	250 m ²
処理方式	選別・保管

伊勢崎市あずまストックヤード	
項目	内容
施設の所管	伊勢崎市
所在地	群馬県伊勢崎市東小保方町3242番地1
稼働年月	平成27年3月
施設規模	250 m ²
処理方式	選別・保管

ウ 最終処分場

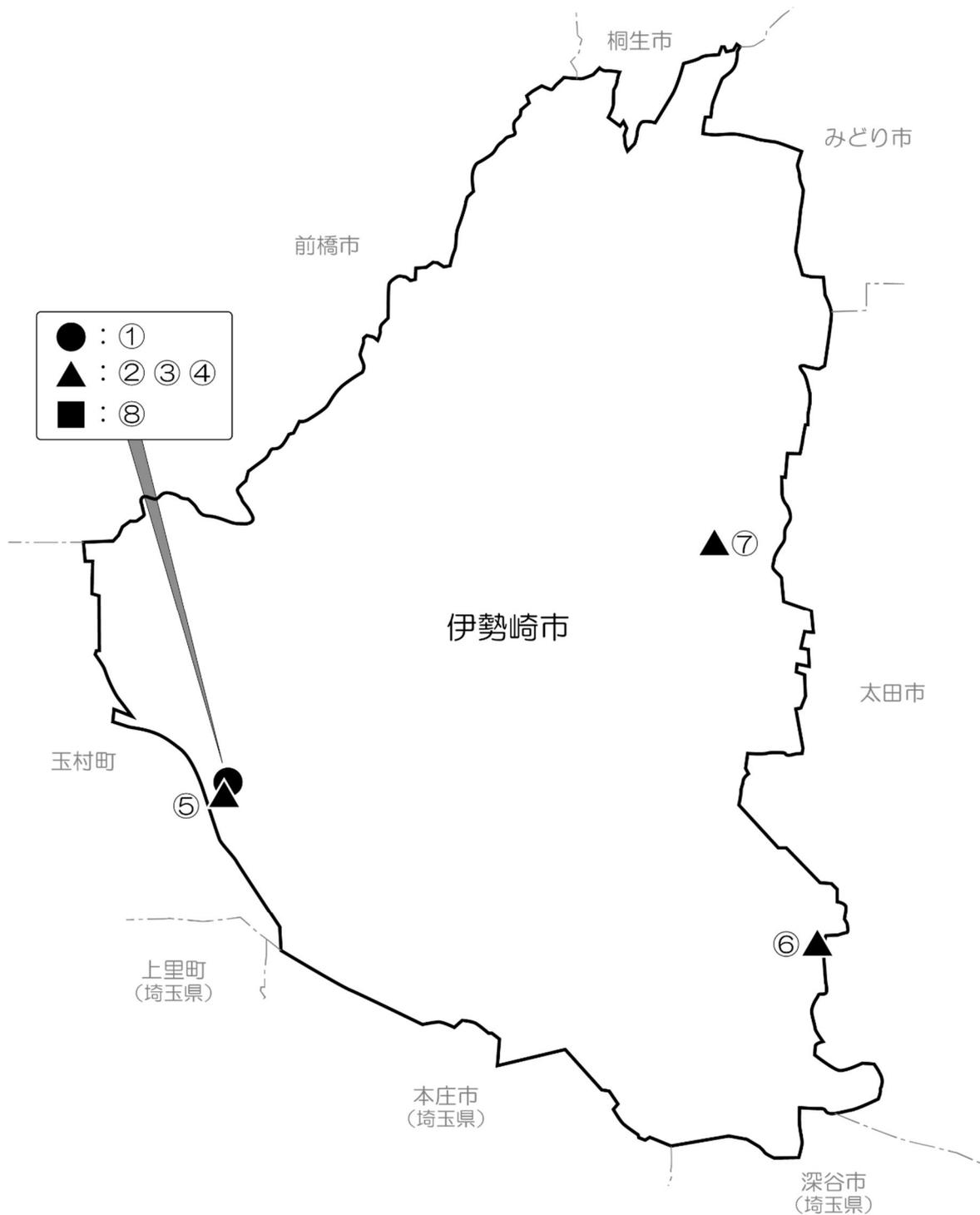
伊勢崎市第4期一般廃棄物最終処分場	
項目	内容
施設の所管	伊勢崎市
所在地	群馬県伊勢崎市阿弥大寺町字西田25-3
埋立開始年月	令和2年2月
埋立面積等	埋立面積：23,800 m ² 埋立容量：159,100 m ³
埋立期間	令和元年度～令和16年度
埋立工法	準好気性埋立（サンドイッチ方式）
埋立対象物	焼却残渣、不燃残渣等
浸出水処理施設概要	処理能力：100 m ³ /日 処理方式：カルシウム除去＋生物処理（硝化・脱窒）＋凝縮沈殿 砂ろ過＋活性炭吸着＋ゼオライト吸着＋薬剤滅菌

エ し尿処理施設

伊勢崎市茂呂クリーンセンター	
項目	内容
施設の所管	伊勢崎市
所在地	群馬県伊勢崎市茂呂南町5097-2
稼働年月	平成8年4月
処理能力	112 kL/日
処理方式	高負荷脱窒素処理方式
汚泥処理	脱水焼却

伊勢崎市境クリーンセンター	
項目	内容
施設の所管	伊勢崎市
所在地	群馬県伊勢崎市境上矢島675
稼働年月	昭和60年4月
処理能力	50 kL/日
処理方式	高負荷酸化処理方式
汚泥処理	脱水焼却

(2) ごみ処理施設関連



区分	図中番号	名称	能力・規模
エネルギー回収型廃棄物処理施設	①	伊勢崎市清掃リサイクルセンター21（焼却）	210 t/日
マテリアルリサイクル推進施設	②	伊勢崎市清掃リサイクルセンター21（不燃ごみ不燃性粗大ごみ）	41 t/日
	③	伊勢崎市清掃リサイクルセンター21（可燃性粗大ごみ）	1 t/日
	④	伊勢崎市清掃リサイクルセンター21（缶類びん類）	12 t/日
	⑤	伊勢崎市ストックヤード	200 m ²
	⑥	伊勢崎市境ストックヤード	250 m ²
	⑦	伊勢崎市あずまストックヤード	250 m ²
最終処分場	⑧	伊勢崎市第4期一般廃棄物最終処分場	159,100 m ²

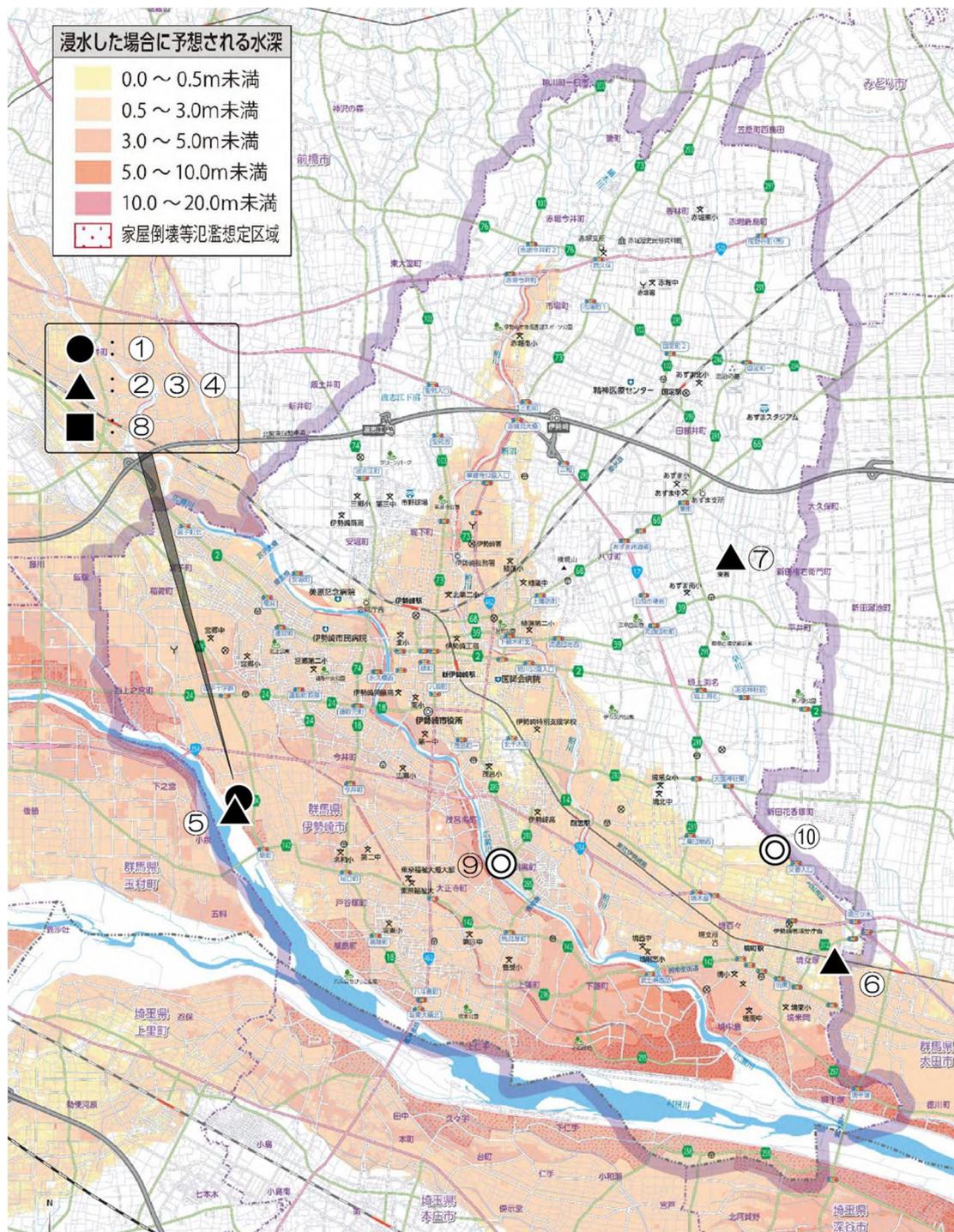
：令和6年度から令和7年度の2ヶ年で基幹的設備改良工事を実施予定。

(3) し尿処理施設



区分	図中番号	名称	能力・規模
し尿処理施設	⑨	伊勢崎市茂呂クリーンセンター	112 kL/日
	⑩	伊勢崎市境クリーンセンター	50 kL/日

添付資料4 ハザードマップ



区分	図中番号	名称	能力・規模
EPR型-回収型廃棄物処理施設	①	伊勢崎市清掃リサイクルセンター21 (焼却)	210 t/日
	②	伊勢崎市清掃リサイクルセンター21 (不燃ごみ不燃性粗大ごみ)	41 t/日
マテリアルリサイクル推進施設	③	伊勢崎市清掃リサイクルセンター21 (可燃性粗大ごみ)	1 t/日
	④	伊勢崎市清掃リサイクルセンター21 (缶類びん類処理)	12 t/日
	⑤	伊勢崎市ストックヤード	200 m ²
	⑥	伊勢崎市境ストックヤード	250 m ²
	⑦	伊勢崎市あずまストックヤード	250 m ²
最終処分場	⑧	伊勢崎市第4期一般廃棄物最終処分場	159,100 m ²
し尿処理施設	⑨	伊勢崎市茂呂クリーンセンター	112 kL/日
	⑩	伊勢崎市境クリーンセンター	50 kL/日

①～⑩：令和6年度から令和7年度の2ヶ年で基幹的設備改良工事を実施予定。

添付資料5 国土強靱化地域計画(抜粋)

【目標1】 人命の保護が最大限図られる

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生 (二次災害を含む) **重点**

脆弱性の分析・評価

1 住宅の耐震対策の促進

・市内には、約9万5千戸（令和2年）の住宅があります。昭和57年以降の新耐震基準の住宅に昭和56年以前の住宅で耐震性を満たしていると推測される住宅を加えた耐震化率は、88.3%になりますが、残る11.7%の住宅は耐震性が確保されていない状況であり、耐震化を進める必要があります。

2 多数の者が利用する建築物の耐震化の促進

・多数の者が利用する建築物は、市内に民間建築物204棟と市有建築物137棟の合計341棟があります。昭和57年以降の新耐震基準の建築物に、昭和56年以前の建築物で耐震性のあるもの、及び耐震改修による耐震性が確保されたものを加えると、耐震化率は93.0%となりますが、残る7.0%に相当する24棟の建築物で耐震化が図られていないため、耐震化を進める必要があります。

3 建築物の総合的な安全対策の推進

・天井等の非構造部材が基準に適合していない建築物については、安全確認を行う必要があります。また、家具が転倒することにより、負傷者が発生するほか、避難や救助の妨げになることが考えられます。住宅内部での身近な地震対策として、家具類の転倒・落下・移動防止対策や火災対策を推進する必要があります。

4 公共施設の計画的な管理

・本市の公共施設は、建設後30年以上が経過し、老朽化が進んでいる施設も多くなってきており、改修や機能更新の時期を迎えています。また、市民ニーズや地域事情の変化に伴う市全体としての公共施設の需給バランスや配置などについても検討する必要があります。

5 保育施設・体制の整備

・保育所の安心・安全な保育環境や災害発生後の災害対策拠点機能を確保するため、保育施設の耐震化を進める必要があります。

リスクへの対応方策

1 住宅の耐震対策の促進

③ 都市基盤

- ・住宅の耐震化率は、建替えや除却等の自然更新により令和7年度で90.8%と推計されることから、耐震化率の目標95%を達成するため、自然更新に加えて、目標年次（令和7年度）までに4,429戸（年間886戸）の耐震化を進めます。【建築指導課】

2 多数の者が利用する建築物の耐震化の促進

① 健康・医療／② 福祉／③ 都市基盤／④ 産業・観光／⑧ 生涯学習・スポーツ・文化 ⑨ 協働・共生／⑩ 行財政

- ・多数の者が利用する建築物の耐震化率は、建替えや除却等の自然更新により令和7年度で93.9%と推計されることから、耐震化率の目標95%を達成するため、自然更新に加えて、目標年次（令和7年度）までに4棟の耐震化を進めます。

【管財課／建築指導課／建築課／各施設所管課】

3 建築物の総合的な安全対策の推進

⑤ 安心安全

- ・基準に適合していない建築物については、耐震改修等の大規模な修繕や定期検査時に基準に適合するように既存建築物の所有者や管理者に対して指導・助言を行います。また、住民が安全に避難するためには、家具類の固定が重要になることから、家具類の転倒・落下・移動防止対策や火災対策を推進します。【安心安全課／建築指導課】

4 公共施設の計画的な管理

⑩ 行財政／⑫ 老朽化対策

- ・公共施設は、防災上重要な施設の役割を担っていることから、老朽化に対応するため、計画的に維持修繕、改修工事を行います。また、施設の長寿命化を図るとともに、機能に留意しつつ施設の統廃合などの検討を進め、適正な配置に努めます。

【管財課／建築課／各施設所管課】

5 保育施設・体制の整備

② 福祉／⑫ 老朽化対策

- ・保育所の安心・安全な保育環境や災害発生後の災害対策拠点機能を確保するため、保育施設の耐震補強改修工事等を進めます。【子育て支援課／こども保育課】

【目標5】 ライフライン、交通ネットワーク等を確保するとともに、早期復旧を図る

5-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

脆弱性の分析・評価

1 公共下水道の整備推進【再掲】リスクシナリオ2-4 P54

2 地域に適した効率的な污水处理の推進

- ・市街化区域などの人口密集地を下水道事業計画区域に定めるとともに、計画区域外においては、農業集落排水への接続や合併浄化槽への転換も含めて、污水处理人口普及率の向上を図る必要があります。また、下水道処理区域の再編や污水处理施設の統廃合により、効率的な事業運営を行う必要があります。

3 公共下水道施設、農業集落排水施設の効率的な維持管理の推進

- ・公共下水道、流域下水道、農業集落排水の各污水处理施設の機能を保ち、安定した污水处理ができるように補修等を行う必要があります。

4 市設置型浄化槽事業の推進

- ・境東新井地区及び境島村南部地区においては、市が浄化槽を設置して、維持管理を行うことにより、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図る必要があります。

5 合併処理浄化槽への転換促進

- ・公共下水道や農業集落排水を利用できない市民に対して、合併処理浄化槽補助事業を積極的に推進することにより、河川の水質浄化と文化的な都市生活の向上に寄与する必要があります。また、首都圏の飲料水を守るとともに、市内の河川などの公共用水域の水質を保全する必要があります。

6 業務継続計画（下水道BCP）の運用【再掲】リスクシナリオ2-4 P56

リスクへの対応方策

1 公共下水道の整備推進【再掲】リスクシナリオ2-4 P55

2 地域に適した効率的な汚水処理の推進

③ 都市基盤

- ・下水道事業計画区域内においては、公共下水道の整備を促進するとともに、計画区域外においては、農業集落排水への接続促進や市設置型浄化槽事業による転換を図ります。また、農業集落排水処理施設の更新費用と公共下水道への接続費用との比較検討を行い、公共下水道への編入を進めます。【下水道施設課／下水道整備課】

3 公共下水道施設、農業集落排水施設の効率的な維持管理の推進

③ 都市基盤

- ・各処理施設機器を定期的に点検し、その結果に応じて短期的・中期的な計画を立て維持管理を行います。また、突発的な故障に対しては、緊急修繕を行い施設機能の維持を図ります。

【下水道施設課／下水道整備課】

4 市設置型浄化槽事業の推進

③ 都市基盤

- ・設置希望者から分担金を徴収して、個人の敷地内に浄化槽を設置するとともに、工事完成後は使用者から浄化槽使用料を徴収し、浄化槽の維持管理を行います。

【下水道施設課／下水道整備課】

5 合併処理浄化槽への転換促進

③ 都市基盤

- ・10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する人に対して補助金を交付するとともに、既存の単独処理浄化槽や汲取り槽から転換する場合に対しては、補助金額を上乗せして交付を行い、合併処理浄化槽への転換を促進します。【資源循環課】

6 業務継続計画（下水道BCP）の運用【再掲】リスクシナリオ2-4 P57

【目標7】 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性の分析・評価

1 廃棄物処理施設の整備

- ・清掃リサイクルセンター21において、老朽化した工場棟の屋根改修や、リサイクルプラザの設備の更新を行う必要があります。

2 災害廃棄物処理計画の見直し

- ・伊勢崎市災害廃棄物処理計画については、伊勢崎市地域防災計画や群馬県災害廃棄物処理計画の改定や関係法令、社会経済情勢等の変化に応じて、適宜追加・修正を行う必要があります。

3 被災建物の解体作業に伴うアスベストの飛散防止マニュアルの周知

- ・災害により倒壊した建物等を解体する際、アスベスト建材から粉じんが飛散するおそれがあることから、今後は災害時における石綿飛散防止マニュアルに基づく適切な解体作業方法等をより広く周知する必要があります。

リスクへの対応方策

1 廃棄物処理施設の整備

⑥ 環境 / ⑫ 老朽化対策

- ・老朽化した清掃リサイクルセンター21の施設の長寿命化や施設改修を計画的に実施します。
【清掃リサイクルセンター21】

2 災害廃棄物処理計画の見直し

⑥ 環境

- ・災害廃棄物処理計画の見直しを行う際は、他の地域で災害廃棄物処理を行っている事例について、対応状況等の情報収集に努めるとともに、収集した情報を評価し、適宜計画の見直しを行います。【資源循環課】

3 被災建物の解体作業に伴うアスベストの飛散防止マニュアルの周知

⑥ 環境

- ・災害により倒壊した建物等を解体する際、アスベスト建材から粉じんが飛散するおそれがあることから、災害時における石綿飛散防止マニュアルに基づく適切な解体作業方法等を広報活動等により広く周知を行います。【建築指導課】

伊勢崎市国土強靱化地域計画アクションプラン（令和4年3月策定）

緑色の行は再掲事業となります。

施策番号	施策方針	事業の名称	補助・交付金名	担当課
1-1	地震等による建築物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生（二次災害を含む）			
1-1-1	住宅の耐震対策の促進	木造住宅耐震化促進事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）	防災・安全交付金	建築指導課
1-1-2	多数の者が利用する建築物の耐震化の促進	体育施設管理事業（建築物耐震対策緊急促進事業） 指定管理施設管理運営事業	地域防災拠点建築物整備緊急促進事業 市単独	スポーツ振興課 障害福祉課
1-1-3	建築物の総合的な安全対策の推進	公営住宅管理事業 耐震改修等促進事業	市単独 市単独	住宅課 建築指導課
		庁舎維持管理事業	市単独	行政課
		赤堀支所改修事業	市単独	赤堀支所庶務課
		あずま支所改修事業	市単独	あずま支所庶務課
		境支所総合整備事業（庁舎建設外）	市単独	境支所庶務課
		斎場維持管理事業	市単独	市民課
		いせさき聖苑空調設備改修工事事業	市単独	市民課
1-1-4	公共施設の計画的な管理	清掃/サイクルセンター21施設整備（施設長寿命化）事業 （リサイクルプラザ） 健康づくりの拠点整備事業 指定管理施設管理運営事業【再掲】	循環型社会形成推進交付金 都市構造再編集中支援事業補助交付金	清掃リサイクルセンター21 健康づくり課 障害福祉課
		境総合文化センター施設整備事業	市単独	文化観光課
		文化会館施設整備事業	市単独	文化観光課
		赤堀芸術プラザ施設整備事業	市単独	文化観光課

施策番号	施策方針	事業の名称	補助・交付金名	担当課
4-2-7	橋梁及び道路舗装の長寿命化【再掲】	橋りょう維持事業【再掲】 道路維持事業【再掲】		土木課 道路維持課
5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止				
5-1-2	幹線道路の整備【再掲】	1-1-18の各事業【再掲】		土木課・都市計画課
5-1-3	橋梁及び道路舗装の長寿命化【再掲】	橋りょう維持事業【再掲】 道路維持事業【再掲】		土木課 道路維持課
5-2 上水道等の長期間にわたる供給・機能停止（取水・受水施設の損壊等による用水供給の途絶含む）				
5-2-1	計画的な水道施設の耐震化と更新【再掲】	2-1-4の各事業【再掲】		上水道整備課・浄水課
5-2-2	配水管整備の推進【再掲】	配水管整備事業【再掲】		上水道整備課
5-2-3	水質検査などによる安全性の確保【再掲】	上水道水質検査事業【再掲】		浄水課
5-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止				
5-3-1	公共下水道の整備推進【再掲】	2-4-4の各事業【再掲】		下水道整備課
5-3-2	地域に適した効率的な汚水処理の推進	効率的な汚水処理推進事業	-	下水道整備課
5-3-3	公共下水道施設、農業集落排水施設の効率的な維持管理の推進	汚水処理施設維持管理事業	市単独	下水道施設課
5-3-4	市設置型浄化槽事業の推進	特定地域生活排水処理事業	循環型社会形成推進交付金（国） 浄化槽整備事業費補助金（県）	下水道整備課
5-3-5	合併処理浄化槽への転換促進	合併処理浄化槽普及推進事業	循環型社会形成推進交付金・群馬県浄化槽整備事業費補助金	資源循環課
5-3-6	業務継続計画（下水道BCP）の運用【再掲】	下水道総合地震対策計画策定事業【再掲】		下水道施設課

施策番号	施策方針	事業の名称	補助・交付金名	担当課
6-3 有害物質の大規模拡散・流出				
6-3-1	有害物質の拡散・流出防止対策	特殊災害対応力強化事業	市単独	警防課
6-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大				
6-4-1	耕作放棄地の解消と農地集約による利活用の促進	認定農業者と集落営農組織等の担い手の育成・確保事業	市単独	農政課
6-4-2	地域コミュニティ機能と農地、農業用施設の維持・発揮	境小此木東部地区県営農地整備事業	農山漁村地域整備交付金	農村整備課
6-5 風評被害等による地域経済等への甚大な影響				
6-5-1	防災情報の迅速な提供と多様化【再掲】	情報収集・発信事業【再掲】		安心安全課
6-5-2	広報媒体及びSNSを活用した行政情報の提供【再掲】	広報活動の充実事業【再掲】		広報課
6-5-3	本市の魅力を生かした積極的な観光情報の発信	観光客誘致推進事業 都市間連携推進事業【再掲】	市単独	文化観光課 企画調整課
6-5-4	ブランド化の推進と流通の拡大	上武絹の道推進事業	市単独	企画調整課
6-5-5	商工業の活性化	地元農産物普及促進事業 商店街の活性化促進事業	市単独	農政課 商工労働課
6-5-6	積極的な企業誘致活動の展開	中小企業経営基盤強化事業 企業誘致事業	市単独	商工労働課 企業誘致課
7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事象				
7-1-1	廃棄物処理施設の整備	循環型社会形成推進地域計画策定事業 清掃リサイクルセンター21施設整備（施設長寿命化）事業【再掲】 （リサイクルプラザ）	市単独	資源循環課 清掃リサイクルセンター21
7-1-2	災害廃棄物処理計画の見直し	災害廃棄物処理計画策定事業	市単独	資源循環課
7-1-3	被災建物の解体作業に伴うアスベストの飛散防止マニュアルの周知	被災建築物解体アスベスト飛散防止事業	市単独	建築指導課